

広島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定によって、広島県立歴史博物館の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十三年四月七日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

委託事務	委託を受けた者	委託をした年月日 (委託期間)
	名称	
広島県立歴史博物館 入館料の徴収事務	住所	平成二十三年三月二二日 (平成二十三年四月一日) 平成二十五年三月三二日
	有限会社マツウラ 福山市光南町一丁目 五番一六号	